

千葉県ダンススポーツ連盟最高殊勲選手表彰規程

平成17年2月14日制定

平成18年4月10日改正

平成18年9月1日改正

平成28年3月14日改正

(総則)

第1条 この規程は、当該年度最も活躍した千葉県登録選手の表彰について定める。

(表彰)

第2条 会長は、理事会の議決を経て、次条の選考基準を満たす選手の中からスタンダード・ラテン各1組を選出し、「千葉県最高殊勲選手」として表彰することができる。受賞者の決定は、三笠宮杯終了後速やかに行うものとする。

(選考基準)

第3条 表彰は、当該年度において、次の各号のいずれかに該当する千葉県登録選手の中から選出する。

- (1) 千葉県ダンススポーツ選手権大会で2位以内
- (2) 三笠宮杯又はグランプリ大会で6位以内
- (3) JDSF全日本ダンススポーツランキングで12位以内

2 前項に規定する基準は、各号の定める順に適用する。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、賞状及び奨励金を授与してこれを行う。

(協力と貢献の義務)

第5条 最高殊勲選手は、千葉県ダンススポーツ連盟の行事及び活動等に積極的に協力するものとする。

附 則

この規程は、平成17年2月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月14日から施行する。

千葉県ダンススポーツ連盟最高殊勲選手表彰規程内規

平成28年3月14日制定

(目的)

第1条 この内規は、千葉県ダンススポーツ連盟最高殊勲選手表彰規程（平成17年2月14日制定、以下「規程」という。）の施行に当たり詳細事項を定めることを目的とする。

(協力と貢献の義務)

第2条 規程第5条に規定する義務の具体的例示は、次のとおりとする。

- (1) 表彰式に出席すること。
 - (2) 都道府県対抗全国ダンススポーツ大会又は関東甲信越ブロック選手権に千葉県代表として参加すること。
- 2 前項の場合において、不可抗力等やむを得ない場合が生じたときは、理事会に諮り、義務の免除をすることができる。

附 則

この内規は、平成28年3月14日から施行する。